

大阪市監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪市代表監査委員

森 伊吹

大阪市監査委員告示第 7 号

大阪市監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程  
の一部を改正する規程

大阪市監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年  
大阪市監査委員告示第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号。以下「条例」という。）第 3 条から第 6 条まで及び第 8 条の規定に基づき、監査委員に係る申請、届出その他の手	(趣旨) 第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大阪市条例第86号。以下「条例」という。）第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、監査委員に係る申請、届出その他の手続等を電子

続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(手続等の公表)

第3条 監査委員は、監査委員に係る申請、届出その他の手続等のうち条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめその根拠となる法令又は条例等の名称及び条項その他必要な事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により監査委員に対し申請等を行う者は、監査委員が別に定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(手続等の告示)

第3条 監査委員は、監査委員に係る申請、届出その他の手続等のうち条例及びこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめその根拠となる法令又は条例等の名称及び条項その他必要な事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して監査委員に対し申請等を行う者は、監査委員が別に定めるところにより、監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入

力して、申請等を行わなければならない。

[2・3 略]

4 第1項の規定により申請等を行う者は、監査委員が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

[5・6 略]

7 条例第3条第5項に規定する情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報（当該申請等に係る手数料を特定するに足りる情報をいう。）により納付する方法とする。

8 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面に

力して、申請等を行わなければならない。

[2・3 同左]

4 第1項の規定により申請等を行う者は、監査委員が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

[5・6 同左]

[新設]

[新設]

より本人確認をするべき事情がある  
と監査委員が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその  
の原本を確認する必要があるもの  
があると監査委員が認める場合

(電子情報処理組織による処分通知  
等)

第5条 監査委員は、条例第4条第1  
項の規定により電子情報処理組織を  
使用する方法により処分通知等を行  
うときは、当該処分通知等を書面等  
により行うときに記載すべきことと  
されている事項を監査委員の使用に  
係る電子計算機に備えられたファイ  
ルに記録するものとする。

2 条例第4条第1項ただし書に規定  
する規則で定める方式は、次の各号  
に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行  
う識別符号（電子情報処理組織を  
使用する者を識別するために当該  
者に付された符号をいう。）及び暗  
証符号（電子情報処理組織を使用  
する者を特定するために当該者又  
は監査委員が設定した符号をい  
う。）の入力

(電子情報処理組織による処分通知  
等)

第5条 監査委員は、条例第4条第1  
項の規定により電子情報処理組織を  
使用して処分通知等を行うときは、  
当該処分通知等を書面等により行  
うときに記載すべきこととされている  
事項を同項に規定する監査委員の使  
用に係る電子計算機に備えられたフ  
ァイルに記録するものとする。

2 監査委員は、前項の規定により処  
分通知等を行う場合は、当該処分通  
知等に係る事項についての情報に電  
子署名を行い、当該電子署名に係る  
電子証明書と併せてこれを記録しな  
ければならない。

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の監査委員の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、監査委員が定める方式

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該情報を当該電子署名に係る電子証明書と併せて監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

4 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると監査委員が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると監査委員が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 監査委員は、条例第5条第1

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規程で定めるものは、前項に規定する措置とする。

[新設]

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 監査委員は、条例第5条第1

項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、監査委員の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 監査委員は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

[2 略]

(添付書面等の省略に係る書面等及び措置)

第8条 条例第8条に規定する規則で

項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、監査委員の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 監査委員は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

[2 同左]

[新設]

定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、条例第8条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「行政機関等」とあるのは「監査委員」と読み替えるものとする。

第9条・第10条 [略]

第8条・第9条 [同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(行政委員会事務局総務部総務課)